

令和 2 年度

南房総市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第93号

令和2年度南房総市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

令和2年度南房総市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,551,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

南房総市長 石 井 裕

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,028,755	△176,794	851,961
	1 国民健康保険税	1,028,755	△176,794	851,961
5 県支出金		3,897,448	265,000	4,162,448
	1 県補助金	3,897,447	265,000	4,162,447
6 財産収入		890	3	893
	1 財産運用収入	890	3	893
8 繰入金		331,376	90,000	421,376
	2 基金繰入金	10,000	90,000	100,000
9 繰越金		1	104,744	104,745
	1 繰越金	1	104,744	104,745
歳 入 合 計		5,268,908	282,953	5,551,861

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		3,829,612	265,000	4,094,612
	1 療養諸費	3,326,824	250,000	3,576,824
	2 高額療養費	489,238	15,000	504,238
3 国民健康保険事業費納付金		1,310,537	3,529	1,314,066

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 医療給付費分	893,653	△3,843	889,810
	2 後期高齢者支援金等分	301,229	12,423	313,652
	3 介護納付金分	115,655	△5,051	110,604
6 基金積立金		890	3	893
	1 基金積立金	890	3	893
8 諸支出金		18,665	14,421	33,086
	1 償還金及び還付加算金	18,053	14,421	32,474
歳 出 合 計		5,268,908	282,953	5,551,861

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,028,755	△176,794	851,961
5 県支出金	3,897,448	265,000	4,162,448
6 財産収入	890	3	893
8 繰入金	331,376	90,000	421,376
9 繰越金	1	104,744	104,745
歳入合計	5,268,908	282,953	5,551,861

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費	3,829,612	265,000	4,094,612
3 国民健康保険事業費納付金	1,310,537	3,529	1,314,066
6 基金積立金	890	3	893
8 諸支出金	18,665	14,421	33,086
歳 出 合 計	5,268,908	282,953	5,551,861

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
265,000			
			3,529
		3	
			14,421
265,000		3	17,950

2. 歳 入

第 1 款 国民健康保険税 (補正額 △176,794 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国民健康保険税	1,028,755	△176,794	851,961		
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,028,287	△176,733	851,554		
					1 医療給付費分現年課税分	△120,132
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△26,591
					3 介護納付金分現年課税分	△30,010
	2 退職被保険者等国民健康保険税	468	△61	407		
					1 医療給付費分現年課税分	△35
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△10
					3 介護納付金分現年課税分	△16
	計	1,028,755	△176,794			

第 5 款 県支出金 (補正額 265,000 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	県補助金	3,897,447	265,000	4,162,447		
	1 保険給付費等交付金	3,897,447	265,000	4,162,447		
					1 普通交付金	265,000
	計	3,897,448	265,000			

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 医療給付費分現年課税分普通徴収分	△120,132 △120,132
(保険年金課) 後期高齢者支援金分現年課税分普通徴収分	△26,591 △26,591
(保険年金課) 介護納付金分現年課税分普通徴収分	△30,010 △30,010
(保険年金課) 医療給付費分現年課税分普通徴収分	△35 △35
(保険年金課) 後期高齢者支援金分現年課税分普通徴収分	△10 △10
(保険年金課) 介護納付金分現年課税分普通徴収分	△16 △16

第1款 国民健康保険税

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 普通交付金	265,000 265,000

第5款 県支出金

第 6 款 財産収入 (補正額 3 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	財産運用収入	890	3	893		
	1 利子及び配当金	890	3	893		
					1 利子及び配当金	3
	計	890	3			

第 8 款 繰入金 (補正額 90,000 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	基金繰入金	10,000	90,000	100,000		
	1 財政調整基金繰入金	10,000	90,000	100,000		
					1 財政調整基金繰入金	90,000
	計	331,376	90,000			

第 9 款 繰越金 (補正額 104,744 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	1	104,744	104,745		
	1 その他繰越金	1	104,744	104,745		
					1 その他繰越金	104,744
	計	1	104,744			

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	3
基金利子	3

第6款 財産収入

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	90,000
財政調整基金繰入金	90,000

第8款 繰入金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	104,744
その他繰越金	104,744

第9款 繰越金

3. 歳 出

第 2 款 保険給付費 (補正額 265,000 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
項	目				特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	療養諸費	3,326,824	250,000	3,576,824	250,000	0	0	0
	1 一般被保険者療養給付費	3,276,178	250,000	3,526,178	250,000	0	0	0
					250,000	0	0	0
2	高額療養費	489,238	15,000	504,238	15,000	0	0	0
	1 一般被保険者高額療養費	487,271	15,000	502,271	15,000	0	0	0
					15,000	0	0	0
計		3,829,612	265,000	4,094,612	265,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	250,000	一般被保険者療養給付費（保険年金課） 250,000 18負担金、補助及び交付金 250,000 負担金 250,000 一般被保険者診療報酬 250,000
18 負担金、補助及び交付金	15,000	一般被保険者高額療養費（保険年金課） 15,000 18負担金、補助及び交付金 15,000 交付金 15,000 一般被保険者高額療養費 15,000

第2款 保險給付費

第 3 款 国民健康保険事業費納付金 (補正額 3,529 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
項	目				特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	医療給付費分	893,653	△3,843	889,810	0	0	0	△3,843
	1 一般被保険者医療給付費分	891,096	△4,046	887,050	0	0	0	△4,046
					0	0	0	△4,046
	2 退職被保険者医療給付費分	2,557	203	2,760	0	0	0	203
					0	0	0	203
2	後期高齢者支援金等分	301,229	12,423	313,652	0	0	0	12,423
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	301,224	12,394	313,618	0	0	0	12,394
					0	0	0	12,394
	2 退職被保険者後期高齢者支援金等分	5	29	34	0	0	0	29
					0	0	0	29
3	介護納付金分	115,655	△5,051	110,604	0	0	0	△5,051
	1 介護納付金分	115,655	△5,051	110,604	0	0	0	△5,051

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	△4, 046	一般被保険者医療給付費分（保険年金課） △4, 046 18負担金、補助及び交付金 △4, 046 負担金 △4, 046 一般被保険者医療給付費分 △4, 046
18 負担金、補助及び交付金	203	退職被保険者医療給付費分（保険年金課） 203 18負担金、補助及び交付金 203 負担金 203 退職被保険者医療給付費分 203
18 負担金、補助及び交付金	12, 394	一般被保険者後期高齢者支援金等分（保険年金課） 12, 394 18負担金、補助及び交付金 12, 394 負担金 12, 394 一般被保険者後期高齢者支援金等分 12, 394
18 負担金、補助及び交付金	29	退職被保険者後期高齢者支援金等分（保険年金課） 29 18負担金、補助及び交付金 29 負担金 29 退職被保険者後期高齢者支援金等分 29

第3款 国民健康保険事業費納付金

[illegible]

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	△5,051	介護納付金分（保険年金課） △5,051 18負担金、補助及び交付金 △5,051 負担金 △5,051 介護納付金分 △5,051

第3款 国民健康保険事業費納付金

第 6 款 基金積立金 (補正額 3 千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

第6款 基金積立金

第 8 款 諸支出金

(補正額 14,421 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
項	目				特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 償還金及び還付加算金		18,053	14,421	32,474	0	0	0	14,421
	7 特定健康診査等 負担金償還金	0	3,740	3,740	0	0	0	3,740
					0	0	0	3,740
	8 災害臨時特例補 助金償還金	0	10,681	10,681	0	0	0	10,681
					0	0	0	10,681
	計		18,665	14,421	33,086	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	3,740	特定健康診査等負担金償還金（保険年金課） 3,740 22償還金、利子及び割引料 3,740 償還金 3,740 特定健康診査等負担金償還金 3,740
22 償還金、利子及び割引料	10,681	災害臨時特例補助金償還金（保険年金課） 10,681 22償還金、利子及び割引料 10,681 災害臨時特例補助金償還金 10,681 災害臨時特例補助金償還金 10,681